

参議院ウェブ：

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/221/meisai/m221059.htm>

第221回国会・質問第59号 参議院議員石橋通宏議員「我が国における難民認定の状況に関する質問主意書」（2026年6月29日）

答弁書第59号 石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書（2026年7月10日）

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書&答弁書

一 空港等での庇護申請関係の統計について

政府は2015年9月から「難民の迅速かつ確実な庇護」を推進するための難民認定制度の運用の見直しを行っている。空港は難民保護の正に最前線であり、上陸審査時に難民認定申請を希望した者に適切に対処できているかどうかは、「難民を迅速に庇護」できているか否かを示す、重要な指標である。

- 1 「令和7年における難民認定者数等について」によれば、政府は2025年にミャンマー出身者15人に対して一時庇護上陸不許可の決定を行っている。政府は、ミャンマー等の出身者について、本国における情勢不安を理由に本邦への在留を希望する者に在留資格「特定活動」での在留を認める措置（以下「緊急避難措置」という。）を行っている。一方、空港において、緊急避難措置の対象国の者に上陸を認めず退去を促しているならば、矛盾した対応であり誠に遺憾である。緊急避難措置の対象国の出身者において一時庇護上陸を認めない場合、一般的にどのような事情が考えられるか、政府の見解を示されたい。

一の1について

一時庇護上陸（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第18条の2第1項の一時庇護のための上陸をいう。以下同じ。）の許可については、個別の事案に応じて判断すべきものであるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、例えば、難民又は補完的保護対象者に該当する可能性がないことが明白な場合等には、お尋ねの「緊急避難措置の対象国の出身者」を含め、一時庇護上陸を許可しないものと考えている。

- 2 2025年の我が国の空港支局等（成田・羽田・中部・関西空港支局及び福岡空港出張所）における難民認定申請件数を申請が行われた空港支局等ごとに示されたい。

一の2について

令和7年に、地方出入国在留管理局の各空港支局及び福岡出入国在留管理局福岡空港出張所（以下「福岡空港出張所」という。）において、難民認定申請（入管法第

61 条の 2 第 1 項の難民の認定の申請をいう。以下同じ。)を行った者の数は、東京出入国在留管理局成田空港支局（以下「成田空港支局」という。）については 29 人、東京出入国在留管理局羽田空港支局（以下「羽田空港支局」という。）については 3 人、名古屋出入国在留管理局中部空港支局（以下「中部空港支局」という。）については 0 人、大阪出入国在留管理局関西空港支局（以下「関西空港支局」という。）については 32 人、福岡空港出張所については 0 人である。

- 3 「令和 7 年における難民認定者数等について」によれば、2025 年に仮滞在を許可した者は 73 人、仮滞在の許可を判断した人数は 1,379 人である。そのうち、仮滞在が許可された人数及び許可されなかった人数を空港支局等ごとに示されたい。

一の 3 について

令和 7 年に入管法第 61 条の 2 の 4 第 1 項の仮滞在の許可の判断をした者のうち、成田空港支局におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」は 0 人、「許可されなかった人数」は 21 人であり、羽田空港支局、中部空港支局及び関西空港支局におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」及び「許可されなかった人数」は、いずれも 0 人であるが、福岡空港出張所におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」及び「許可されなかった人数」については、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

	難民申請	仮滞在	
		許可	不許可
成田空港支局	29 人	0 人	21 人
羽田空港支局	3 人	0 人	0 人
中部空港支局	0 人	0 人	0 人
関西空港支局	32 人	0 人	0 人
福岡空港出張所	0 人	(統計なし)	

- 4 2025 年に避難を目的とする短期滞在の在留資格による上陸を許可した者はいるか示されたい。いる場合、当該人数を国籍別に示されたい。

一の 4 について

令和 7 年にウクライナからの避難を目的として「短期滞在」の在留資格により上陸の許可を受けた者の数は 116 人である。
その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- 5 2025 年の出国待機施設の利用状況について、①定員、②年間の使用者数、③平均

及び最長滞在日数、④施設内での傷病発生件数を空港支局別に示されたい。

一の5について

出国待機施設（入管法第 55 条の 14 第 1 項に規定する出国待機施設をいう。）のうち、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げるものについて、令和 7 年における成田空港支局、羽田空港支局、中部空港支局及び関西空港支局の別の①同年末時点の定員、②年間の使用者数、③使用者の平均滞在日数は、それぞれ次のとおりである。

	①同年末時点の定員	②年間の使用者数	③使用者の平均滞在日数
成田空港支局	49 人	3,450 人	2.22 日
羽田空港支局	38 人	1,324 人	1.86 日
中部空港支局	16 人	516 人	1.98 日
関西空港支局	55 人	1,050 人	4.45 日

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

二 難民認定申請者の収容について

- 1 2025 年末時点で出入国在留管理庁の収容施設に収容されていた者の数、そのうち、難民認定申請中、審査請求中及び難民不認定処分の取消しを求める訴訟係属中の者の数をそれぞれ明らかにされたい。

二の1について

令和 7 年末時点で出入国在留管理庁の収容施設に収容されていた者の数は 570 人であり、このうち、難民認定申請中のものの数は 41 人、審査請求（入管法第 61 条の 2 の 12 第 1 項の審査請求をいう。）中のものの数は 131 人（いずれも速報値）であるが、難民不認定処分取消請求訴訟係属中のものの数については、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- 2 2025 年の被収容者の自殺件数、自傷行為（自殺未遂含む）の件数、精神科医の利用実績、庁外診療数及び救急搬送件数を収容施設別に示されたい。統計がない場合、収容施設における医療体制の充実を図ることが困難であると考えるが、集計が困難な理由について、政府の見解を示されたい。

二の2について

令和 7 年における被収容者の自殺件数は、0 件である。

同年における被収容者の庁外診療数（速報値）は、入国者収容所東日本入国管理センターが 116 件、入国者収容所大村入国管理センターが 44 件、札幌出入国在留

管理局が 6 件、仙台出入国在留管理局が 9 件、東京出入国在留管理局が 1,355 件、成田空港支局が 55 件、羽田空港支局が 10 件、東京出入国在留管理局横浜支局が 81 件、名古屋出入国在留管理局が 90 件、大阪出入国在留管理局が 90 件、関西空港支局が 3 件、広島出入国在留管理局が 13 件、福岡出入国在留管理局が 17 件、福岡出入国在留管理局那覇支局が 4 件である。

同年における被収容者の自傷行為（自殺未遂を含む。）の件数、精神科医の利用実績及び救急搬送件数は、いずれも集計に当たって被収容者の処遇を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、通常の業務において集計していないものであり、答えすることは困難である。

	自殺件数	庁外診療数 （速報値）	自傷行為（自殺未遂含む） 件数	精神科医の 利用実績件数	救急搬送件数
東日本センター	0 件	116 件	（通常業務で集計していない）		
大村センター	0 件	44 件	（通常業務で集計していない）		
札幌局	0 件	6 件	（通常業務で集計していない）		
仙台局	0 件	9 件	（通常業務で集計していない）		
東京局	0 件	1,355 件	（通常業務で集計していない）		
成田空港支局	0 件	55 件	（通常業務で集計していない）		
羽田空港支局	0 件	10 件	（通常業務で集計していない）		
横浜支局	0 件	81 件	（通常業務で集計していない）		
名古屋局	0 件	90 件	（通常業務で集計していない）		
大阪局	0 件	90 件	（通常業務で集計していない）		
関西空港支局	0 件	3 件	（通常業務で集計していない）		
広島局	0 件	13 件	（通常業務で集計していない）		
福岡局	0 件	17 件	（通常業務で集計していない）		
那覇支局	0 件	4 件	（通常業務で集計していない）		

- 3 2025 年における仮放免の申請、許可及び不許可件数について、収容施設別に示されたい。

二の3について

令和 7 年における①仮放免請求件数、②請求に基づく仮放免許可件数、③職権による仮放免許可件数、④仮放免不許可件数は、それぞれ次のとおり（いずれも速報値）である。

	①仮放免請求 件数	②請求に基づ く仮放免許可 件数	③職権による 仮放免許可件 数	④仮放免不許 可件数
東日本センター	22 件	4 件	2 件	19 件
大村センター	3 件	1 件	3 件	3 件
札幌局	0 件	0 件	0 件	0 件
仙台局	0 件	0 件	0 件	0 件
東京局	30 件	10 件	203 件	5 件
成田空港支局	0 件	0 件	0 件	0 件
羽田空港支局	0 件	0 件	32 件	0 件
横浜支局	0 件	0 件	3 件	0 件
名古屋局	1 件	0 件	19 件	2 件
中部空港支局	0 件	0 件	0 件	0 件
大阪局	13 件	2 件	5 件	9 件
関西空港支局	0 件	0 件	2 件	0 件
神戸支局	0 件	0 件	0 件	0 件
広島局	0 件	0 件	0 件	0 件
高松局	0 件	0 件	0 件	0 件
福岡局	0 件	0 件	0 件	0 件
那覇支局	0 件	0 件	0 件	0 件

三 保護費の支給状況について

- 1 2025 年度（全期間の統計がとれていない場合はとれている期間。以下三の 7 まで同じ。）について、保護費を申請した者の数及び保護費を受給していた者の数をそれぞれ明らかにされたい。

三の 1 について

令和 7 年度において、難民認定申請をしている者のうち生活に困窮するものに対する支援としてする保護費の支給（以下「難民認定申請者保護措置」という。）の申請をした者の数は、807 人であり、難民認定申請者保護措置を受けた者の数は、518 人である。

- 2 2025 年度に保護費を受給していた者について、家族構成、性別、在留資格及び難民申請回数別の内訳を示されたい。

三の 2 について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- 3 2025 年度に保護費を受給していた者の申請から受給決定までの平均待機期間及び平均受給期間をそれぞれ示されたい。

三の3について

出入国在留管理庁においては、難民認定申請者保護事業等の実施を公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（以下「委託先」という。）に委託しているところ、令和7年度において、委託先が難民認定申請者保護措置の申請を受け付けてから難民認定申請者保護措置の開始の決定をするまでの期間又は難民認定申請者保護措置を開始して差し支えない旨の結果通知を同庁から受けるまでの期間の平均は、約50日である。また、同年度において、難民認定申請者保護措置を受けた者の平均受給期間は、約12箇月である。

- 4 2025 年度に保護費を申請したが受給できなかった者の数、国籍の内訳及び申請から結果が出るまでの平均待機期間を明示されたい。

三の4について

令和7年度において、難民認定申請者保護措置の申請をしたものの難民認定申請者保護措置の開始が不適当と判断された者の数は、329人であり、その国籍は、アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、エジプト、ガーナ、カメルーン、ギニア、ギリシャ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、シエラレオネ、スリランカ、セネガル、タイ、タジキスタン、タンザニア、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、パキスタン、パプアニューギニア、バングラデシュ、ミャンマー、モロッコ、リベリア、レバノン、ロシア、英国、大韓民国、中国、米国及び南アフリカ共和国である。また、同年度において、委託先が当該申請を受け付けてから難民認定申請者保護措置の開始が不適当と判断するまでの期間又は難民認定申請者保護措置の開始が不適当である旨の結果通知を出入国在留管理庁から受けるまでの期間の平均は、約75日である。

- 5 2025 年度の難民認定申請者緊急宿泊施設（以下「ESFRA」という。）の利用者数を性別及び国籍別に示されたい。また、保護費の申請からESFRAの利用開始までの平均日数、最短日数及び最長日数をそれぞれ示されたい。

三の5について

令和7年度において、難民認定申請者保護措置の対象者のうち直ちに住居を確保する必要があるものに対する支援として提供している難民認定申請者緊急宿泊施設を利用した者の数は、26人であり、その男女別の内訳は、男性が13人、女性が13人であり、国籍別の内訳は、コンゴ民主共和国が6人、シリアが6人、コンゴ共和

国が 5 人、アルジェリアが 4 人、アンゴラが 1 人、ガボンが 1 人、カメルーンが 1 人、マレーシアが 1 人、ミャンマーが 1 人である。また、難民認定申請者保護措置の申請から難民認定申請者緊急宿泊施設の利用開始までの平均日数は約 2 日、最短日数は 0 日、最長日数は 25 日である。

- 6 2025 年度末及び現時点における、E S F R A の利用者数及び家族構成をそれぞれ示されたい。

三の 6 について

お尋ねの「利用者数」については、令和 8 年 6 月 28 日時点において 20 人である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- 7 2025 年度について、①保護費、②生活費、③住居費、④医療費のそれぞれの支給額を示されたい。また、2025 年度の E S F R A の予算額及び執行額をそれぞれ示されたい。

三の 7 について

出入国在留管理庁においては、難民認定申請者に対する保護事業に加え、補完的保護対象者認定申請者（入管法第 61 条の 2 第 2 項の補完的保護対象者の認定の申請をした者をいう。以下同じ。）に対する保護事業を実施しているところ、お尋ねの令和 7 年度の「保護費」、「生活費」、「住居費」及び「医療費」の支給額について、難民認定申請者の保護に係るものと補完的保護対象者認定申請者の保護に係るものを個別にお示しすることは困難であるものの、その合計額は、それぞれ、「保護費」が約 2 億 2,600 万円、「生活費」が約 1 億 7,100 万円、「住居費」が約 4,600 万円、「医療費」が約 900 万円である。

また、同年度の緊急宿泊施設の「予算額」及び「執行額」についても、難民認定申請者の保護に係るものと補完的保護対象者認定申請者の保護に係るものを個別にお示しすることは困難であるものの、その合計額は、それぞれ、約 5,000 万円及び約 3,000 万円である。

- 8 保護費の申請から受給決定までの待機期間の短縮を図ることを目的として 2025 年度中に政府及び委託先において行われた取組があるか示されたい。ある場合、当該取組の詳細を示されたい。

三の 8 について

お尋ねについては、従前から、委託先において、難民認定申請者保護措置の申請をする者に記載させる事項、当該者に対し面接において聴取する事項及び外務省又

は出入国在留管理庁に提出する調査報告書に記載する事項を、それぞれ簡素化する取組に加え、申請者において対面での面接の実施が困難な事情がある場合には、当該申請者の状況等に鑑み、オンラインで面接を行う取組を実施しており、令和7年度においては、当該取組を継続したほか、難民認定申請者保護措置の開始に係る判断基準の明確化、委託先における難民認定申請者保護措置の開始の可否の審査を実施する職員の増員等の取組を実施した。

四 難民認定制度の在り方について

- 1 法務省は、2015年9月に公表した「難民認定制度の運用の見直しの概要」の5の（1）において、いわゆる「新しい形態の迫害」を申し立てる者が難民条約の適用を受ける難民の要件を満たすか否かの判断に関して「難民審査参与員が法務大臣に提言をし、法務大臣がその後の難民審査の判断に用いるようにするための仕組み」を構築するとしている。

この「仕組み」に関して、私が提出した「我が国における難民認定の状況に関する質問主意書」（第213回国会質問第184号）に対する答弁（内閣参質213第184号）の「五の1について」において、政府は「手引の内容に関する提言を行う取組を開始し、御指摘の「仕組み」を構築した」と答弁している。当該「仕組み」について、現時点までの運用状況を示されたい。また、難民審査参与員に、当該「仕組み」について説明を行ったことはあるか示されたい。

四の1について

前段のお尋ねについては、「仕組み」を構築して以降、現時点までに難民審査参与員からの「提言」は行われていない。

後段のお尋ねについては、出入国在留管理庁において、御指摘の「仕組み」を構築した令和6年2月に、難民審査参与員に対し、当該「仕組み」の内容等を記載した文書を送付した。

- 2 2021年7月に行われた出入国在留管理庁とUNHCRとの協力覚書の交換において、「難民調査官の調査の在り方について、UNHCRとケース・スタディを実施」とされている。2025年6月から現時点までのケース・スタディの実施件数及び今後の予定を示されたい。また、同ケース・スタディの結果、地方官署に対して発出した文書を示されたい。

四の2について

前段のお尋ねについては、先の答弁書（令和7年6月24日内閣参質217第191号）の閣議決定以降これまでに、国連難民高等弁務官事務所に対し、ケース・スタディの対象として4件の事案に関する資料を送付した。現在、同事務所と調整しながら、新たな事案を対象として、ケース・スタディを実施している。

後段のお尋ねについては、当該ケース・スタディの結果、地方出入国在留管理局等に対して「難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディを踏まえた、申請者から効率的に供述録取を行う上での留意事項等について」（令和 7 年 12 月 25 日付け出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課難民認定室長事務連絡）を发出した。

五 2023 年改正入管法の運用状況について

- 1 2025 年の三回目以降の難民認定申請者二百九十六人のうち、申請日時点で十八歳未満の者の数を示されたい。

五の 1 について

お尋ねの「2025 年の 3 回目以降の難民認定申請者」のうち、難民認定申請時に 18 歳未満であったものの数は 42 人（速報値）である。

- 2 2026 年 3 月に公表された「令和 7 年における入管法違反事件について」によれば、2025 年に 59 人が送還停止効の例外となり、送還されている。この 59 人のうち、難民認定申請時に 18 歳未満であった者の数を示されたい。
- 5 「令和 7 年における入管法違反事件」によれば、退去強制令書発付前の者について、2025 年に 2,103 件の監理措置が決定されている。2025 年中に、收容令書により收容された者の数を示されたい。
- 6 「令和 7 年における入管法違反事件」によれば、退去強制令書発付後の者について、2025 年に 1,680 件の監理措置が決定されている。2025 年中に、退去強制令書により收容された者の数を示されたい。

五の 2、5 及び 6 について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- 3 2025 年に出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 52 条第 12 項の規定により旅券の発給の申請その他送還するために必要な行為として法務省令で定める行為をすべきことを命じられた者の数を示されたい。

五の 3 について

お尋ねの「2025 年に…法務省令で定める行為をすべきことを命じられた者」の数は 0 人である。

- 4 2025 年に出入国管理及び難民認定法第 55 条の 2 第 1 項の規定により退去を命じられた者の数を示されたい。

五の 4 について

お尋ねの「2025 年に…退去を命じられた者」の数は 0 人である。

六 条約難民に対する定住支援プログラムについて

2025 年度（全期間の統計がとれていない場合はとれている期間）における、条約難民に対する定住支援プログラムの実施状況について、以下明らかにされたい。

1 定住支援プログラムの受講者数。

六の1について

令和7年度における条約難民（難民の地位に関する条約（昭和56年条約第21号）第1条の規定又は難民の地位に関する議定書（昭和57年条約第1号）第1条の規定により難民の地位に関する条約の適用を受ける者をいう。以下同じ。）に係るお尋ねの「定住支援プログラムの受講者数」は、46人である。

2 ①生活援助費、②医療費、③定住手当のそれぞれの予算額及び執行額。

六の2について

出入国在留管理庁においては、条約難民への御指摘の「定住支援プログラム」の提供に加え、補完的保護対象者の認定を受けた者への「定住支援プログラム」の提供を行っているところ、お尋ねの「生活援助費」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これが「生活費」を意味するのであれば、令和7年度における「定住支援プログラム」の受講者に対する①「生活費」、②「医療費」、③「定住手当」の「予算額及び執行額」については、条約難民に係るものと補完的保護対象者の認定を受けた者に係るものを個別にお示しすることは困難であるものの、その合計額は、それぞれ次のとおりである。

	①「生活費」	②「医療費」	③「定住手当」
令和7年度予算額	約1億700万円	約200万円	約3,900万円
令和7年度執行額	約7,800万円	約300万円	約2,600万円

3 条約難民宿泊施設の予算額及び執行額。

六の3について

お尋ねの令和7年度における宿泊施設の予算額及び執行額については、条約難民に係るものと補完的保護対象者の認定を受けた者に係るものを個別にお示しすることは困難であるものの、その合計額は、それぞれ次のとおりである。

令和7年度予算額 約1,900万

令和7年度執行額 約2,100万円

	条約難民	補完的保護対象者 認定者	合計
令和7年度予算額	(データ提示は困難)		約1,900万円

令和 7 年度執行額	(データ提示は困難)	約 2,100 万円
------------	------------	------------

右質問する。

〔了〕